（教育又は学術研究のための捕獲等の届出等）

第五十一条　第三条第一項及び第二項の規定は、第一条の五第二号及び第四号の規定による届出について準用する。この場合において、第三条第一項第四号中「捕獲等をする区域」とあるのは第一条の五第四号の規定による届出については「捕獲等をする区域（移動又は移植をする区域を含む。次項において同じ。）」と読み替えるものとする。

第五十二条～第五十四条　（略）

（添付図面の省略）

第五十五条　法第十条第一項、法第三十七条第四項若しくは法第三十八条第四項第三号の許可を受けた行為の変更に係る許可の申請又は法第三十七条第八項若しくは第十項、法第三十九条第一項、第一条の五第二号若しくは第四号、第二十五条第三号ト若しくは第四十九条第一項の規定による届出を了した行為の変更に係る届出にあっては、第三条第二項（第五十一条において準用する場合を含む。）、第二十三条第二項（第五十四条において準用する場合を含む。）、第二十四条第三項、第二十六条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第三項若しくは第四十九条第三項の規定により申請書又は届出書に添付しなければならない図面又は写真（第三項において「添付図面」という。）のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りる。

2　（略）

3　第一項に該当するもののほか、法第十条第二項若しくは法第三十七条第五項（法第三十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請又は法第三十七条第八項若しくは第十項、法第三十九条第一項、第一条の五第二号若しくは第四号、第二十五条第三号ト若しくは第四十九条第一項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図面の全部を添付する必要がないと認められるときは、当該添付図面の一部を省略することができる。

（権限の委任）

第五十六条　法及びこの省令に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所長（福島地方環境事務所長を除く。）に委任する。ただし、第三号（法第十一条第四項に係る部分を除く。）から第五号まで、第七号から第十一号まで、第十六号、第十七号、第十九号、第二十号及び第二十一号に掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

一～五　（略）

六　法第三十条第一項、第二項及び第四項（同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する権限

七～九　（略）

十　法第三十三条の十二に規定する権限

十一　法第三十三条の十四第一項及び第二項に規定する権限

十二～十九　（略）

二十　法第四十八条の二第一項及び第二項に規定する権限

二十一　法第四十八条の十一第一項に規定する権限

二十二・二十三　（略）

二十四　第一条の五第二号及び第四号に規定する権限

二十五・二十六　（略）

二十七　第四十九条第一項に規定する権限

二十八　第五十条第一項第一号イ、ハ、ニ及びホ(1)、第二号ロ及びハ(4)並びに第三号ハ並びに第三項に規定する権限

（教育又は学術研究のための捕獲等の届出等）

第三十八条　第三条第一項及び第二項の規定は、第一条の二第二号及び第四号の規定による届出について準用する。この場合において、第三条第一項第四号中「捕獲等をする区域」とあるのは第一条の二第四号の規定による届出については「捕獲等をする区域（移動又は移植をする区域を含む。次項において同じ。）」と読み替えるものとする。

第三十九条～第四十一条　（略）

（添付図面の省略）

第四十二条　法第十条第一項、法第三十七条第四項若しくは法第三十八条第四項第三号の許可を受けた行為の変更に係る許可の申請又は法第三十七条第八項若しくは第十項、法第三十九条第一項、第一条の二第二号若しくは第四号、第二十五条第三号ト若しくは第三十六条第一項の規定による届出を了した行為の変更に係る届出にあっては、第三条第二項（第三十八条において準用する場合を含む。）、第二十三条第二項（第四十一条において準用する場合を含む。）、第二十四条第三項、第二十六条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第三項若しくは第三十六条第三項の規定により申請書又は届出書に添付しなければならない図面又は写真（第三項において「添付図面」という。）のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りる。

2　（略）

3　第一項に該当するもののほか、法第十条第二項若しくは法第三十七条第五項（法第三十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請又は法第三十七条第八項若しくは第十項、法第三十九条第一項、第一条の二第二号若しくは第四号、第二十五条第三号ト若しくは第三十六条第一項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図面の全部を添付する必要がないと認められるときは、当該添付図面の一部を省略することができる。

（権限の委任）

第四十三条　法及びこの省令に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所長に委任する。ただし、第三号（法第十一条第二項に係る部分を除く。）から第五号まで、第七号から第九号まで、第十四号、第十五号及び第十七号に掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

一～五　（略）

六　法第三十条第一項、第二項及び第三項（同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する権限

七～九　（略）

（新規）

（新規）

十～十七　（略）

（新規）

（新規）

十八・十九　（略）

二十　第一条の二第二号及び第四号に規定する権限

二十一・二十二　（略）

二十三　第三十六条第一項に規定する権限

二十四　第三十七条第一項第一号イ、ハ及びニ(1)、第二号ロ及びハ(4)並びに第三号ハ並びに第三項に規定する権限